

24. 農統發 号

昭和二十四年度産穀四月一日現在作況
農林省作物報告事務所調査による昭和二十四年度産穀の四月一日現在の作況を左記の如く地方別に平年に對する作況指数を以つて記載した。
この数字は事務所から報告したまゝの生の数字を集計したものであるから、幾分凹凸があり、従つてこの数字をそのまま各地區の事態と見ることは危険である。
大體において東北地方及び北陸地方は平年並であつて、西部地方の所謂豊冬の被害は小麥、裸麥、大豆の順に被害を受けていることが見受けられる。

昭和二十四年度産穀四月一日現在作況指数

地方別	小麥	大麥	裸麥	大豆
東北	九九%	一〇〇%	九八%	
関東	九〇%	九四%	九二%	
北陸	九九	九六	一〇〇%	
東山	九〇	九三	九一	
東海	八九	八九	九〇	
近畿	八七	八七	九一	
中国	七七	八八	八三	
四国	八六	九八	九二	
九州	八六	八九	八八	

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等
に関する法律案の要旨
(二四四二五 商工省)

一、通商産業省設置法(以下設置法という。)の施行に伴い、他の法令(法律、ポツダム勅令、ポツダム政令及びポツダム省令)中に現われる「商工大臣」、「商工省」等の旧名称を「通商産業大臣」、「通商産業省」等の新名称に改めること。

二、設置法は、本年五月二十日施行の予定であるが、六月一日國家行政組織法(以下組織法という。)施行と同時にこれに基くものとなるので、組織法の趣旨に合致するように関係法令を左記の如く改正すること。

(1)既に單行法として制定施行されている工業技術廳設置法、中小企業審議法並びに臨時石炭鉱業管理法及び今國會に提出される鉱山保安法中の機構に関する規定中組織法に抵触するものを改め、設置法と重複する部分を削り、職員に関する規定を整理すること。

(2)組織法第三條及び第八條の規定により「委員会」の名称が獨立行政機關としての外屬たる審議会に限られ、從來の諮問機關は「審議会」「協議会」等と称することになつたので、電氣事業法、臨時石炭鉱業管理法等中の「委員会」を「審議会」に改めると同時に、日本

製鉄株式会社等の設立当初に設置され現在不必要となつてゐる製鉄事業評價審査委員会等に関する規定を整理すること。

三、その他石炭鉱業権等臨時措置法、貿易公團法等に所要の修正を加えること。